

【反映結果】
 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映
 3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
1	変更	1（1）策定の目的	1	課題において、「おおむね順調に国保事業が実施されています」とあるが、果たしてそうだろうか。他の医療保険制度と比較して重すぎる被保険者負担率や市町村一般会計繰入金により「何とか」実施されてきた状況であるとの認識を示すべきではないか。	これまで、おおむね順調に国保事業が実施されていますが、市町村国保の構造的な問題が全て解消されたわけではありません。	被保険者負担率の格差などといった医療保険制度の構造的な問題のほか、市町村国保における構造的な問題など解消しなければいけない課題は多く残されています。	2	他の公的医療保険制度と比較して保険料負担率が高いことは事実ですが、県と市町村が連携しながら、国が構築する法制度に基づいて大きな支障なく国保事業が運営されてきたこともまた事実であると認識しています。 一方で、国保制度が抱える構造的な問題の解消に向けて取組を進める必要があることから、御意見を参考に運営方針の記載を修正します。
2	変更	1（1）策定の目的	2	国保は、被用者保険に比べ、年齢構成が高く医療費が高く、所得水準が低く保険税負担率が重いといった構造的な課題があることから、国に強く要望等を行って行く必要があるため。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化をはじめ、国保運営に係る施策の実施のために課題となる事項について、様々な機会をとらえて、国に提言・要望していきます。	2	国保制度が抱える構造的な問題の解消に向けて取組を進める必要があることから、御意見を参考に運営方針の記載を修正します。
3	変更	1（1）策定の目的	2	課題の解決の中に、医療保険制度の一本化の早期実現を入れてほしい。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げや、国保の保険税負担率が高いという構造的な問題の解決のため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化などについて、引き続き国に要望していきます。	1	県で実施している「国の施策に対する提案・要望」において、医療保険制度の一元化も記載していることから、御意見を踏まえて、運営方針の記載を修正します。
4	変更	1（1）策定の目的	2	国への要望事項について定率国庫負担の引上げだけでなく、各種均等割軽減措置の拡大についても明記してほしい（文言は全国知事会の令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望より引用）。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げや各種均等割軽減措置の拡大などについて、引き続き国に要望していきます。	1	御指摘のとおり、全国知事会で提出している「国の施策並びに予算に関する提案・要望」においては、各種均等割軽減措置の拡大についても要望していることから、御意見を踏まえ、運営方針の記載を修正します。
5	変更	1（1）策定の目的	2	被保険者の所得に対する保険税の割合を軽減するためには国庫負担の引き上げなどによる財政強化策の早期実現が不可欠だと考えます。そのためより強い表現で国に対して要望するよう修正してほしい。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していきます。	また、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなど財政強化策の早期実現について、強く国に要望していきます。	4	被保険者の所得に占める保険税負担の軽減が重要な課題であるとの御意見については、県としても同様の認識を有しており、国庫負担の在り方を含め、国が主体的な役割を担い、制度全体の財政基盤を強化することが不可欠であると考えております。 県の運営方針として、国に対する要望に係る強弱の表現を入れることについては適切ではないと考えており、御意見としては反映しないこととしますが、引き続き、機会を捉えて国に要望していきます。
6	変更	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	② 15	国保特別会計における決算剰余金があった場合の一般会計への繰出について、何年度まで有効とするのか、「翌年度以降」を定義をする必要があるのではないか。もしくは、将来の歳出見込も踏まえ、一般会計への繰出については、明記する必要はないのではないか。	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい。）	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい。ただし、一般会計から繰り入れた年度から〇年度以内とする。）	4	一般会計からの繰入れを行った場合、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合の立て替えをした形となることから、実際に決算剰余金が生じた場合には「同額まで」一般会計に繰り出すことが望ましいと考えます。 ただし、各市町村の個別事情もあると考えられるため、年度の記載はしないこととします。
7	変更	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	③ 15	【体裁のみ】 印刷した場合、グラフのタイトルと本文が重なるのでレイアウトの調整が必要である。	-	-	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。

【反映結果】
 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映
 3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
8	変更	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	② 15	次ページに「（5）財政安定化基金の運用」を記載していることから、資金不足の場合は財政安定化基金を活用することを最初に明記したほうがよい。 R8の法定外繰入の解消をした当事者として、議会でも不足した場合は財政安定化基金を使用すると説明してきたことから、償還金であっても不足額の発生により法定外繰入ができる明記はできるだけ避けてほしい。	・ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源については、原則、市町村の基金や決算剰余金を活用します。ただし、基金が不足している場合や活用できる決算剰余金が発生しない場合は、市町村は、県の設置する財政安定化基金の借入れ又は県と協議の上、一般会計からの繰入れを行うこととします。	・ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源については、原則、市町村の基金や決算剰余金を活用します。ただし、基金が不足している場合や活用できる決算剰余金が発生しない場合は、市町村は、県の設置する財政安定化基金の借入れ又は県と協議の上、一般会計からの繰入れを行うこととします。	4	令和7年度第3回国保運営推進会議においても示したとおり、第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源については、制度上、県の財政安定化基金からの借入れに馴染むものではないため、記載の修正は行いません。
9	変更	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	② 15	運営方針なので「望ましい」という曖昧な言葉より、原則として〇〇する」といった原則論にするべきではないか。	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい。）	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、原則として当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すものとします。）	4	一般会計からの繰入れを行った場合、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合の立て替えをした形となることから、実際に決算剰余金が生じた場合には一般会計に繰り出すことが望ましいと考えます。 ただし、各市町村の個別事情もあり、同額を一般会計に繰り出す旨を運営方針に明記することは難しいと考えるため、記載の修正は行いません。
10	変更	2（5）財政安定化基金の運用	② 17	標準税率どおりに税率設定し、かつ目標取納率を達成したとしても、被保険者の想定以上の減少などにより調定額そのものの伸び悩みによる財源不足が生じる恐れがある。市町村に責めがないと思われる理由で財源不足を生じた際には、市町村への貸付ではなく、県の基金取り崩しで対応する余地を残せるよう明記いただきたい。	ウ 県における取崩し 県において、当初の見込みよりも保険給付費が増加するなどにより財源不足となった場合に取崩し。	ウ 県における取崩し 県において、当初の見込みよりも保険給付費が増加することや、目標取納率を達成しているにもかかわらず調定額不足により、多くの市町村で保険税収入不足が発生することなどにより財源不足となった場合に取崩し。	4	県における取崩しは、市町村において生じる保険税収入不足を補填できる性質のものではないため反映しません。 なお、意見内容にある「市町村に責めがないと思われる理由で財源不足を生じた際」の対応は、別途、今回の素案に反映しております。
11	変更	2（5）財政安定化基金の運用	② 17	R8年度に本体部分の活用の改正も見込まれることから、「決算剰余金の積み立て」という文言を削除する。	決算剰余金を積み立て、被保険者一人当たりの納付金の著しい上昇の抑制などのために取崩し。	被保険者一人当たりの納付金の著しい上昇の抑制などのために取崩し。	4	現在、国において検討されている財政安定化基金（本体基金分）の用途拡充と、「決算剰余金の積み立て」という文言の削除に因果関係が見いだせないため反映しません。
12	変更	3（2）保険税水準の統一	③ 21	【体裁のみ】 埼玉県国民健康保険運営方針については、他の項目で「運営方針第〇期」を使用しているため、併せて修正する。	・ 第2期国保運営方針において、本県の医療費水準の格差は小さい一方、法定外繰入金や取納率の格差は大きいことなどから、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくこととしました。	・ 運営方針第2期において、本県の医療費水準の格差は小さい一方、法定外繰入金や取納率の格差は大きいことなどから、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくこととしました。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
13	変更	3（3）納付金の算定方法	③ 24	令和6年度から実施しているため	保険税水準の統一に向けて、令和6年度納付金の算定からa=0とします。	保険税水準の統一に向けて、令和6年度納付金の算定からa=0としています。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
14	変更	3（4）標準保険税率の算定方法	① 25	令和9年度の準統一に当たり、市町村標準保険税率での保険税率改正と承知しているが、市が改正する際に、均等割を1円単位とするのか、100円未満を丸めてよいかの明示がなかったため、前段のほか、右記においても明示されると良い。	イ 市町村標準保険税率 ・ 県が定める算定方式を用いて、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を算定します。 ・ 保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どりに賦課することとします。	イ 市町村標準保険税率 ・ 県が定める算定方式を用いて、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を算定します。 ・ 保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どりに賦課することとします。（所得割は小数第2位、均等割は1円単位により設定）	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。 なお、「ア 都道府県標準保険税率」及び「ウ 各市町村の算定基準に基づく標準保険税率」も所得割は小数第2位、均等割は1円単位により設定することを想定していることから、前段を以下のとおり修正することに対応いたします。 修正前) 所得割は小数第2位、均等割は1円単位により設定 修正後) 下記ア～ウにおける所得割は小数第2位、均等割は1円単位により設定
15	変更	4（1）納付金ベースの統一（令和6年度～）	28	令和6年度から実施しているため	市町村格差は納付金に反映させないため、a=0として算定します。	市町村格差は納付金に反映させないため、a=0として算定しています。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。 なお、同項目の冒頭の文についても、同様に修正します。 修正前) 市町村ごとの納付金算定を統一基準により行うこととします。 修正後) 市町村ごとの納付金算定を統一基準により行っています。

【反映結果】
 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映
 3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応	
16	変更	4（1）納付金ベースの統一（令和6年度～）	28	令和6年度から実施しているため	保険者努力支援制度（県分）、審査支払手数料 県単位での算定とします。	保険者努力支援制度（県分）、審査支払手数料 県単位での算定としています。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。	
17	変更	4（1）納付金ベースの統一（令和6年度～）	28	令和6年度から実施しているため	統一の例外として、これまでどおり市町村単位での算定とします。	統一の例外として、これまでどおり市町村単位での算定としています。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。	
18	削除	4（2）準統一（令和9年度～）	③	29	今後の国保運営については、国保税の上昇を抑制することが最重要課題と認識している。ばらつきのある保健事業や任意事業は、原則削減していく方向に修正してほしい。	「ウ ア及びイに該当しないが、市町村が独自に実施する事業」を削除 「〇保養施設利用助成事業」を削除	4	中間見直しの方向性に即していないため検討しません。 なお、「ウ ア及びイに該当しないが、市町村が独自に実施する事業」も「〇保養施設利用助成事業」も、令和9年度以降は国保税を財源とすることを想定していないため、仮にこれらを削減しても、御懸念の「国保税の上昇の抑制」に寄与するものではありません。	
19	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	③	29	③において記載されているのは「同一財源の被保険者サービス」であって「同一水準の被保険者サービス」とはいえないと認識していますので、このような記載の仕方は、保険料水準の統一と同時に「同一水準の被保険者サービス」が提供されるのではという誤解を生むのではないのでしょうか。「負担と給付の公平を図る観点から」という前段も同一財源のサービスを提供することが給付の公平性を図られているかのような書きぶりですが、本当にそうなのでしょうか。そもそも、保険料水準統一の意義として、国は「保険料水準統一加速化プラン」（第2版）において「受益と負担の公平性の観点から、同じ保険料負担の被保険者に対して、同じ保険給付等の被保険者向けサービスを提供していくことが重要」と示しておりその方向性と、③において説明されている財源が同一のサービスの提供（保険者により受益サービスに差異がある）というだけでは大きな相違が生じたままであると当市は認識していますが、同一水準の被保険者サービスが保険料水準の統一と同時に実施されるかのような書きぶりはどうなのでしょう。（令和9年度の準統一に伴い保険料負担は急激に上がる反面、県内各地不均一の被保険者サービスのままという点で被保険者に対し相当な説明が必要であると思います）	「負担と給付の公平を図る観点から、地域の健康課題を踏まえ、全市町村で同一水準のサービスの提供を目指します。」	「負担と給付の公平を図る観点から、地域の健康課題を踏まえ、全市町村で同一水準のサービスの提供を目指します。」	4	現在の記載内容について、「保険料水準の統一と同時に「同一水準の被保険者サービス」が提供されるのではという誤解を生む」といった御指摘は当たらないと考えます。 なぜなら、保健事業については、国の保険料水準統一加速化プランにおいて「受益と負担の公平性の観点から…国保事業の方針を統一的に定めていく必要がある。」との記載があることから、現在の運営方針の内容は加速化プランに沿ったものであり、大きな相違はないと認識しています。 なお、被保険者に対する説明としては、各地域の健康課題、現在実施している保健事業の内容及び必要性、なぜその保健事業に注力しているか等について、それぞれの市町村が説明することで足りると考えております。
20	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤	31	現在、国において、「納付金（保険料）が著しく上昇する場合などに、納付金（保険料）を抑制するための取崩を認めるとともに、従来からの積戻し期間（3年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする。」ことが検討されている。	・標準保険税率どおりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします。	・標準保険税率どおりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合や納付金（保険料）が著しく上昇する場合などの対応は、国の動向を注視し、改めて検討することとします。	4	現在、国において検討されている財政安定化基金（本体基金分）の使途拡充は、市町村における収納不足を補填する性質のものではないため反映しません。 なお、市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応は、別途、今回の素案に反映しております。

【反映結果】
 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映
 3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
21	追加	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤ 31	国の「保険料水準統一加速化プラン」（第2版）においては、市町村の剰余金の取り扱いもあらかじめ定めておく必要があるとしており、一例として佐賀県では、剰余金について県全体の歳入項目としており、剰余金が発生した翌々年度の納付金算定において、該当金額を剰余金が発生した市町村の納付金に加算することとしていると紹介されています。当市としては佐賀県のように見込みよりも収納率や被保険者数が増加した場合等においては、各々の市町村の利益に還元するのではなく県全体に還元する仕組みにしてほしいと考えております。なぜなら、広域化においては医療費はその保険者毎の多少にかかわらず、県全体で支える仕組みとしているからです。一例として安定して収納率を維持できる自治体が、異動等で収納率が安定できない自治体を支える仕組みが必要ではないでしょうか。（→完全統一も収納率の差異は相互補充可能ですが、推計値のずれは補完できない仕組みですよね）		剰余金について県全体の歳入項目とし、剰余金が発生した翌々年度の納付金算定において、該当金額を剰余金が発生した市町村の納付金に加算することとする	3	中間見直しの方向性に即していないため反映は検討しませんが、今後の検討課題とします。
22	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤ 31	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」の部分について、令和8年度中に準統一にするかの可否を各保険者で決定する必要があることを考えると、対応方法について明確にする必要があるのでは（再意見）	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、県2号繰入金で交付することとします」	2	検討の上、今回の素案に反映しております。（記載箇所は32ページ）
23	追加	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤ 31	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」の部分について、市町村の責・責でないの定義が必要なのは（再意見）		市町村の責とする場合：x x x x 市町村の責としない場合：x x x x	2	検討の上、今回の素案に反映しております。（記載箇所は32ページ）
24	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤ 32	P15：2（4）②に同じ 国保特別会計における決算剰余金があった場合の一般会計への繰出について、何年度まで有効とするのか、「翌年度以降」を定義をする必要があるのではないかと。もしくは、将来の歳出見込も踏まえ、一般会計への繰出については、明記する必要はないのではないかと。	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい。）	（翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すことが望ましい。ただし、一般会計から繰り入れた年度から〇年度以内とする。）	4	No.9の考えから、記載しないこととします。

【反映結果】

- 1: 意見を踏まえて修正 2: 意見を一部反映
3: 今後の検討課題とする 4: 修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
25	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤ 32	これまで決算補填・決算補填以外を含め法定外一般会計繰入金は令和8年度までに解消するとしていたが、15ページで償還金については例外的に法定外一般会計繰入金を認める場合があると規定しているため、タイトルは「法定外一般会計繰入金」とし、県が承認していないものは実施しないという内容にするのがよいと考える。また、県が承認しない法定外一般会計繰入金をした場合に標準保険税率に差をつけることを明記してほしい。	○ 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金 ・ 国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、全市町村で実施しないこととします。これは、県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなるためです。	○ 法定外一般会計繰入金 ・ 国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、県が承認していない法定外一般会計繰入金（決算補填等目的及び決算補填等以外の目的を問わず）は、全市町村で実施しないこととします。これは、県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなるためです。 また、県が承認していない法定外一般会計繰入金を実施した市町村は、繰入をしていない市町村より高い市町村標準保険税率とします。	4	前段について、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金については、国においても実施しないものとしております。それに加えて本県では、市町村との協議により、決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金も含めて解消するとしているため記載をしているものです。 後段については、現在、全市町村において準統一に向けて取組を進めている所であり、県としても準統一を達成することを前提としているため、御指摘いただいた内容の記載は行わないものとします。 なお、第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源などにおける項目については、令和7年度第3回の国保運営推進会議で了承を得た内容であるため、修正は行いません。
26	追加	4（3）完全統一（令和12年度～）	32	完全統一を確実なものとするため、まずは各市町村が完全統一による効果、メリット等を理解しておくことが必要であると考えたため。		・ 完全統一の実現により、国からの特別交付金等の増額が見込まれることから、納付金の減算や保険税率の上昇抑制につながることであります。	4	運営方針に記載するレベルの完全統一による効果等は、p.21「①保険税率の統一の意義」の記載で十分と考えております。
27	変更	4（3）完全統一（令和12年度～）	32	今後容認できない収納率格差が拡大した場合に完全統一の実施について慎重に検討することについて明記してほしい（文言は令和7年度第2回財政運営ワーキンググループ資料2の4ページより引用）。	・ 完全統一は、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととします。	・ 完全統一は、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととします。ただし、令和12年度までに容認できないほど収納率格差が拡大するような状況となった場合は、完全統一の実施について慎重に検討することとします。	4	あくまで令和12年度に完全統一することを基本としていることから反映しません。
28	変更	4（3）保険税率水準の統一	③ 32	繰り返しの意見となりますが、中間見直しが現状の評価や目標達成状況に合わせた改善を目的とする以上、現状を評価するために直近の実績値の掲載は必要であると考えています。「中間見直し時点での格差はXポイントでありそれは完全統一には容認できない格差であった」（先行自治体がいずれも収納率格差を反映させていないことや医療費格差の方が大きいことを鑑みて当市は全くそう捉えてはおりませんが）に類する記載がない限り、国の加速化プランにも示されていない「準統一」に踏み切ることの理由付けにならないのではないのでしょうか。収納率格差を反映し県内不均一の税率を設定するに至った根拠が必要であると考えます（再意見）	「完全統一は、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととします。」	「令和6年度決算において収納率の差が最大で約Xポイントとなっていることから、引き続き収納率格差の縮小に取り組み、令和12年度の完全統一を目指します。」	4	令和7年度第4回国民健康保険運営推進会議での回答のとおりです。

【反映結果】

- 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映
3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料1-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所		該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
29	変更	5（1）保険税収納率の向上	③	37	目標が令和8年度→令和11年度になった理由を追記する必要があるのでは。達成できない見込みがある市町村があるのでしょうか。阻害要因があり事情を汲むということであれば、赤字解消についても目標年次を延長してほしいのですが・・・。	令和11年度までに全ての市町村で口座振替を原則化します。	XXXの点から令和8年度の目標年次を達成できない市町村があることから、令和11年度までに（以下略）。	4	口座振替の原則化については、納期限内収納率の向上等の効果が見込まれることから、県として引き続き推進していきます。 一方、令和7年9月時点の県内状況を踏まえると、当初目標である「令和8年度までに口座振替を原則化」を達成している市町村は半数以下にとどまっており、県内一律で令和8年度中の達成は困難と見込まれることから、目標年度を令和11年度に見直しております。 また、運営方針は取組の方向性と目標を示すものであり、見直しの背景事情を個別具体的に記載することは差し控えます。
30	変更	5（1）保険税収納率の向上	④	38	文字校正	WEB口座振替；口座振替の手続きを	WEB口座振替；口座振替の手続きを	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
31	変更	5（1）保険税収納率の向上		38	収納率を向上させるためには、被保険者の保険税についての理解を向上させる必要があることから、県内共通の保険税率統一のリーフレットやチラシを県が作成し、納税通知書等に同封して周知を図ってほしい。	・国税徴収相談員による指導助言・研修の実施 ・国税徴収相談員による指導助言及び研修を実施し、市町村職員の徴収スキルアップを図ります。	・国税徴収相談員による指導助言・研修の実施 ・国税徴収相談員による指導助言及び研修を実施し、市町村職員の徴収スキルアップを図ります。 ・保険税率の統一を周知するリーフレットの作成	4	収納率の向上に向けて、被保険者の理解促進が重要であるとのこと意見は参考とさせていただきます。 一方で、納税通知書への同封を含む保険税率の統一に係る住民向け周知の内容や具体的手法については、統一の制度周知と収納率向上の相関係の検証等を行った上で、各市町村の実情に応じて実施の要否・方法を判断いただきたいと考えております。 県が保険税率の統一に係る県内共通のリーフレット・チラシを作成し、納税通知書等への同封により周知していただくことについては、現時点で予定していません。 なお、保険税率の統一に関する情報は県ホームページに掲載していますので、周知の際にはそちらも御活用ください。 また、納税機会の拡大事業などの徴収対策を実施するために要する経費については、県繰入金の交付対象としており、当該交付金を活用することにより、収納率向上の取組を推進していただきますようお願いいたします。
32	変更	6（2）療養費の支給の適正化	②	41	保険者としては被保険者に対して十分周知しているため	療養費の保険給付の範囲について、被保険者への周知が十分ではありません。	療養費の保険給付の範囲について、被保険者への周知に努めていますが、制度が複雑になっています。	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
33	追加	7（3）ジェネリック医薬品の使用促進		49	国においては、ジェネリック医薬品についての副次目標として、バイオシミラー及びジェネリック金額シェアの目標値が掲げられたことから、数量シェアにしか言及されていないことに違和感があるため。		すでに数量シェア率は何らかの形で副次目標にも触れておくべきではないか。	2	頂いた御意見を踏まえて①現状、②課題、③目標に金額シェアについての内容を記載します。
34	変更	7（4）生活習慣病の重症化予防の推進	①	50	文字校正	対象者の抽出基準が明確であり、対象者の状態像に応じた取り組みであること	対象者の抽出基準が明確であり、対象者の状態像に応じた取組であること	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
35	変更	8（1）事務の標準化の推進	③	55	文字校正	高額介護合算療養費支給申請手続簡素化の導入にあたり	高額介護合算療養費支給申請手続簡素化の導入にあたり	1	頂いた御意見を踏まえて修正します。
36	変更	8（1）事務の標準化の推進	④	56	国が定めた統一標準仕様書に適合したシステムであるが、導入を進めて行く中で帳票のレイアウトの不具合などが見受けられるため。	県は、標準仕様システムの導入を促進し、先進導入自治体における運用や国のシステム改善状況などの情報収集・提供等に努め、導入を希望する市町村を支援します。	県は、標準仕様システムの導入を促進し、先進導入自治体における運用や国のシステム改善状況などの情報収集・提供等に努め、導入を希望する市町村を支援するとともに、課題となる標準仕様については、国へ要望していきます。	4	現状においても標準仕様書策定の際に意見照会を行い、市町村からの意見を国に提出していることから、修正を要するものではないと考えております。